

令和7年7月4日

全学年
保護者の皆様へ

大阪府立懐風館高等学校長

令和7年度「就学支援金」の7月申請について(お知らせ)

令和7年7月の「就学支援金(「授業料の無償化」)」の申請手続きについて、下記のとおりお知らせします。

なお、申請しない場合は、授業料の納付が必要となりますので、必ず申請してください。

記

○令和7年7月の就学支援金の申請から、全校オンライン申請となります。

後日、国の就学支援金オンライン申請システムである「e-Shien」に入力していただくための「ログインID通知書」及びオンライン申請手続きの案内を配付しますので、お待ち願います。

(7/8頃に配付し、7月下旬までに入力申請していただく予定です。)

なお、配付します「ログインID・パスワード」は、今後、在学中の「就学支援金」オンライン申請手続きで使用しますので、卒業時まで大切に保管してください。

○令和7年7月の就学支援金の申請概要は、次のとおりです。

<1年>

就学支援金の4月申請結果

認定 ⇒ 7月にオンライン(e-shien)で、就学支援金の「継続」申請

不認定 ⇒ 7月にオンライン(e-shien)で、就学支援金の「新規」申請

<2・3年>

令和7年6月までの就学支援金の結果

認定 ⇒ 7月にオンライン(e-shien)で、就学支援金の「継続」申請

不認定 ⇒ 7月にオンライン(e-shien)で、就学支援金の「新規」申請

(注)「不認定」には、「資格喪失」や「不申請」など認定以外の方を含みます。

○令和7年度において、「就学支援金」申請で所得制限にて不認定・資格喪失となった者に対して「高校生等臨時支援金(「授業料の無償化」)」国制度が創設されました。

今年度は、7月にオンライン(e-shien)で、「就学支援金」と「高校生等臨時支援金」の申請を行っていただくこととなります。

○申請における主な留意点

●税の申告 (【裏面】参照)

「就学支援金」手続きでは、マイナンバーでお住まいの市町村から住民税の情報を取得し、所得の確認を行います。税の申告をしていないと審査することができません。税の申告がまだの方は、お住いの市町村に住民税の申告をしてください。

●オンライン(e-shien)で「新規」申請の方、「継続」申請で過去にマイナンバー(個人番号)を未提出の方は、マイナンバーの入力が必要となりますので、準備しておいてください。

●保護者等の変更、住所(課税市区町村地)の変更等があった場合は、学校へ保護者等「変更届」の提出が必要です。
変更があった場合は、担任・事務室まで連絡をお願いします。

就学支援金の申請前に必ずご確認ください！

お住まいの市町村への 税の申告は済んでいますか？



高等学校等就学支援金の手続きは、
ご提出いただくマイナンバーでお住まいの市町村から
住民税の情報を取得し、所得の確認を行います。

はい、申告済です！

いえ、まだです…

申請書類(申請書やマイナンバー
カードの写しなど)を学校に提出し、
あとは審査結果を待つだけ！

**急いで住民税の
申告をしてください!!**



令和7年(2025年)度に必要な税の情報

■ 新入生の4月申請

令和6年(2024年)度の課税情報(※1)で所得確認

※1 令和5年(2023年)1月から12月までの収入により決定された住民税の情報

■ 7月申請(継続申請を含む)

令和7年(2025年)度の課税情報(※2)で所得確認

※2 令和6年(2024年)1月から12月までの収入により決定された住民税の情報



**以降、在学中は毎年7月に所得確認を行いますので、
必ずお住まいの市町村に住民税の申告をしてください。**



無収入の方でも収入が0円であることをお住まいの市町村に
申告していないと、税の情報がマイナンバーで取得できません。



税の情報がマイナンバーで取得できない場合は、後日その旨を
文書でお知らせし、課税証明書その他証明書類のご提出を
求めることになります。